

全国都道府県の状況（条例による非行助長行為の禁止）

	条例による規制	罰則（淫行・わいせつ行為の勧誘等違反）	備 考
北海道			
青森県			
岩手県			
宮城県			
秋田県			
山形県			
福島県			
茨城県	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
栃木県			
群馬県	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
埼玉県			
千葉県			
東京都			
神奈川県			
新潟県			
富山県			
石川県	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
福井県			
山梨県			
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県			
三重県	(●)	淫行・わいせつ行為の勧誘等禁止の規定なし	非行集団の結成等の指導、援助、加入勧誘等を禁止
滋賀県			
京都府			
大阪府			
兵庫県			
奈良県			
和歌山県	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
鳥取県			
島根県	●	罰則なし	
岡山県	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
広島県			
山口県			
徳島県			
香川県			
愛媛県			
高知県			
福岡県			
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	●	10万円以下の罰金又は科料	
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
計	8 (9)		

非行助長行為の禁止規定の例

【岡山県青少年健全育成条例】

(非行助長行為の禁止)

第十九条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫(いん)行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

2 (略)